

## 第三次循環型社会形成推進計画(案)に対する意見

2012年 11月 7日

経団連 廃棄物・リサイクル部会長

吉 川 廣 和

1. 循環型社会形成に向けては、経団連としても環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕を策定し、2010年度における産業廃棄物最終処分量は1990年実績の89.4%減を実現するなど、主体的な取組みを行ってきた。同計画では、現在、「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の65%程度減」という目標を掲げており、第三次循環型社会形成推進基本計画にも積極的に協力したい。
2. 目標も含めた計画全体については、産業界も含め、納得感があり、協力できるものとする必要がある。しかし、現在示されている目標については、かねて産業界との調整をお願いしてきたにも関わらず、未だ十分な調整ができていない。リーマンショックの影響が大きく出ている2009年を、目標を立てる際のベースとしていることにも違和感をもっている。次回の会合までに、2010年度の数字も踏まえ、さらに十分話し合っただき、納得ができるものとしてもらいたい。

また、資源生産性については、国民・企業の努力だけで改善できる性質のものではなく、また、変動要因（内外の経済情勢、資源価格、為替等）も多岐にわたり、そもそも目標として設定することは適切ではない。
3. 今回提示された目標は、過去のトレンドを延長し、原則として各物質一律に設定しているとのことである。しかし、技術的、経済的に3Rを進める余地が乏しくなっている物質もある。また、再生利用の受入余地が少なくなっている産業も存在する。そこで、かねて申し上げている通り、トレンドや精神論で目標を掲げるのではなく、各業界にヒアリングを行うなど、科学的・合理的に根拠を積み上げて設定すべきである。

仮に、今回、科学的・合理的に根拠を積み上げて設定しないということであれば、達成可能かどうかは検証がなされていないことから、「目安」程度の位置づけとし、当該「目安」が実現されていないことを根拠に新たな負担や規制を導入することはしない旨、計画に明記してほしい。
4. 併せて、目標達成のための環境整備として、経団連がかねて要望している規制緩和をはじめとする個別法の具体的見直し・運用改善、研究開発への具体的な支援策、リサイクル先・最終処分場の確保策、2R等へのインセンティブ付与の具体策を計画の中に盛り込むべきである。

以上